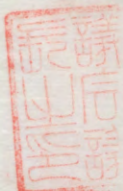




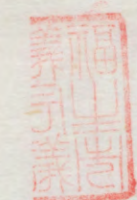
真心でも周囲に喚起された施策の上で組まれたねざらいい、ただ机上で組まれたねざらいいとは思いません。現在とております制度は七十五才以上七十九才までが千円、八十才から八十九才までが二千円、九十才以上が三千円となっております。七十才台ではまだまだ達者で、孫の手を引いて散歩で、こずかいもかかる年代です。九十才となりますと特に冬季等は寝たきりの方が多く、現行の支給方法は格差をもつた逆のいき方ではないかと思ひます。この支給方法を一律にし、年令もどきるならば七十才ぐらいから支給すべきであると思ひます。現在七十才以上の老人は四百名たうずくはないかと思ひますが、市長はこの件につきましてどのように考えをもたれているか、また今後この問題を改正される計画をもつておられるかどうか所信を披れましていただきたいと思います。

オ三点は生活保護家庭の医療制度についてでございます。

この人達を温かく見守るため医師の橋わたしの努力をしていただきたいと思ひます。昨今の経済精勢力は生活保護家庭の



増加が示すごとく世の不況を訴えております。法に守られてほそぼそ生活をしているこれらの家庭から病人が出て医師のもとにいつてもはなつみになされていることでございます。福祉事務所の職員は自分の担当地区内に病人が発生いたしますと日曜祭日、夜昼をとわずただちに医療券の発効を行ない医師のもとに送り届けるのですが、なかなかすぐに診察をしてもらえず、特に歯科医のごときは福生病院が指定病院になっておりますが、たらいまわしのうえしぶしぶ診療するような現状であります。先日市内の歯科医をまわり隣りの瑞穂町までいきまして歯科医に診療を頼んだところがとても急がしくてためた、まして福生からきておれの管轄外だ、—というような暴言をはいた医師もございします。この件につきまして福祉事務局長にお尋ねいたします。この問題につきまして事務局長よりの答弁とまた市長にこの件につきまして所信をお願いいたします。また救急病院の指定については福生病院、大聖病院とも救急病院の指定はないがそれ相応の扱いはしてもらっているから



心配はない。——という答弁を受けております。毎朝消防署の救急隊の方に当直医師名とベット数を報告してもらっているからすぐにもよりの病院に運ぶことが出来るので、現在のところはスムーズに行なわれていると思います。——等の答弁ですが、事實は大部違つて見受けられます。特にある病院の患者の扱いについてはいろいろと話題が出ておりますが、生命保険会社等では、事故を受けたあなたは運が悪い、まして入った病院がまたよくない。——等々あまり世間にはいえないことを耳にするんですが、市長はこの点について何か耳にしておられるかどうか明確にご答弁をお願いするものでございします。昨年都立総合病院の誘致について市長に要望いたしました。再度要望いたします。現在の国保の診療費の支払い等をみましてもわが市のみで毎月一千百万円を越える診療費を支払っております。市民の安住をはかるうえから総合病院の設置が必要であります。幸い福生には国民健康保険連合会の指定病院である福生病院がございします。この国保指定

の福生病院を都に移管してそうして総合病院として昇格させるお考えをおもちになつておるかどうか、この病院につましてもこれはどうむずかしくなくそうした制度もとれるように聞きおやうでありますのでこの点市長より明確にご答弁をお願いするものでございします。

又四点は職員の待遇改善について質問をいたします。理事者は職員の給与関係について、市にどうなつたら現行でいきますとよい格差が出ますのでこれは当然他市との比較上いよいよ、しかもそのじよは町のときよりも早くアップしていかなければならぬと思います。——という答弁をされております。財政面もあると思いますが、三多摩各市町の中にも職員が市民を扱っているのは福生は上位にあるとあります。当然負担は大きくのしかかつてきているわけでございします。職員も人の子でありそれが個人の感情にあらわれることもあると思います。当然窓口の扱いにその姿が出ることもあるかも知れません。しかしながら私は高校出身者と大学卒業者の差があまりにもけなれすぎていたことも大きく

疑問を感じずる一人でございます。

例えばA君とB君がともに高校を終えてとしてA君は市職員となり初任給三万一千五百円で働き、B君は大学に学び四年後に卒業して市役所に入りA君とともに同じ課で同じ係に配属されたときに、A君は四年後の給料は三万八千円となりB君は大学を卒業し教養を身につけておりまゝのが当然、初任給の高いのは当然ですが、初任給三万九千八百円の支給を受けられるわけでございます。仕事の面ではA君におやりながら勤務しA君より給料は上でA君はB君に仕事を教えながらB君より四年のキャリアがありながらこのようなひらきがござります。そこでこのような矛盾を解消するために六短制を適用していくならばこのような影で見えない問題も解決するのではなからうかと思ひますが、市長はどのような考えをもっておられるか所信を明確に答弁していただきたいと思ひます。

また最高責任者の三役が課長給より下まわっているという点、も見受けられますがその点についても考えを披れさせていただきます。

いと思ひます。

扶養手当、調整手当については本日議案となつておりますので省略いたします。

なお特に技術手当についてお伺ひいたします。

技術者には技術手当を支給するようになつていふように条例に示されてあると記憶しておりますが、この件につきまして技術者に一般職員制度をとつていふように見受けられます。この点について見解をお願いいたします。また福祉事務所のケースワーカーの扱いについては専門職ではないかと記憶しておりますが、この件についても考えを披れさせていただきます。

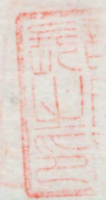
まして現業者と一般職員との勤務時間の違いでございます。

一般職員は一週四十四時間、現業者は一週四十八時間となっております。細かくいいますと現場で働いているこの端数の四

時間は管理者の不在の時間でありもしこの間に事故が発生したり誰がこの責任をとるのか、この時間の違いを改善されて一率平行の時間滞にすべきだと思ひますが、市長の見解を明確に答弁していただきたいと思ひます。

次に五点は中小企業者の育成と市街地商店街の構成であります。

福生駅東口開発につきましては先ほども市長から施政方針がありましておりでございますが、この東口の開発につれて福生駅西口の計画が問題にならざるを得ないかと思っております。現在西口を起点としておりますバスは東口広場に移るような計画にもなり、その後の商店街のあり方が問題になって参ります。そこで西口商店街の大改造を行なうべきであると思っております。また羽村に向うほうの単通りの二、二一の完通にともなひまして現在施行されております埼玉銀行までの区画と、それからマルニ運動具店を区分する区画と、永田の高橋玩具店周辺までを区画する三つの区画に分けてここに防火高層建築の商店街の築造と、道路をかみ両商店街はアーケードとあすび、玉川上水周辺を中心としたバスの発着のターミナルの計画でございます。一定の時間滞を決め一小枝庭の一部を駐車場に、また玉川上水を暗渠としての駐車場として整備を行ない近隣よりの買物客の便に供



するならば市財政を大きくバックアップすることもあるものと思っております。東口と平行して開発公社にこの西口の改造についてもその掌握下においてこれを行なう考えをもっておられるかどうか、またこの計画を年次計画として考えられる構想があるかどうかご答弁をお願いいたします。

オニの構想はこの西口の開発と平行して銀座通りの商店街の開発でございます。駅前噴水地点を起点として南北に銀座通りを貫通していくことが第一条件でありかつ南北十字路を区画としての歩道を各商店街側を一メートルとし、その上にアーケード方式で安全な客足をはかり自動車は中央を通し、現行方式を進めていくことあります。また単通りの市役所一帯も

駐車場を考へていくことにより大きく解決できるものと思っております。牛浜駅周辺につきましても東西駅前広場を利用しバスが乗り入れを行なうべきだと思っております。幸いにして下河原開発が進み住宅街の造成がなされますと通勤客の大部分は当然福生駅よりむしろ牛浜駅に集中するのではなからうかと思っております。

それにより駅前商店街の増築をはかりまた牛込駅東西口とも
駅前の商店街併用の駅ビル式アパートを建築していくならは大きく
発展することは明らかであります。そして市役所を中心としたこの
環状バス路線を運行することにより福生市の面目は西多摩の
中心的な存在を中央に認めさせて、市立文化センターの利用
とともに大きく力となるべくものと確信するものであります。中小
企業の育成こそ今後の市の大きな……（「公明党は市長にしろ」
と呼ぶ者あり）……課題であります。資金の斡旋に
ついても市は都、政府に對しての融資の斡旋を行なうとともに
低率に長期返済を目途とすること等をはかり、商工業従業員、
建^店員等の独身寮の建築および育成にまた結婚する若
い人々には資金の融^出の融資をはかることにより、安定した環境
の中より充^實したつとめができるものと思ひます。ちなみに
買物客をみますと五二%が福生市内、残り四八%は立川方
面に出かけて買物をしております。そしてその内容は五二%の市
内買物は食糧品が中心となり、四八%の買物は立川市方面

で貴重品等高価な品物であるというデータが出ております。
現実の市財政もこの中小企業に重点をおき市財源の確保に全力
をつくすべきであると思ひます。それには市自体も大巾な資金を
この計画につぎ込むことも大切であると思ひます。
以上の点について市長の確固たる答弁を求めまして私の質問
といたします。

議長（石川信義君） これより一時まで休憩いたします。

午後零時五分 休憩

午後一時一分 開議

議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（石川信義君） 市長石川常太郎君。

市長（石川常太郎君） 午前中の大野議員さんのご質問にお答弁を申
しあげます。

オ一番目に在宅障害児の義務教育でございますが、もちろ
ん義務教育を受けられる方は受けられるようにしなければならな

いわけでございます。その子供が義務教育を受けられる程度の知能があれば受けさせるような機会をよえなければならぬわけでございます。この点につきましては近々教育相談室を設けますので、そこで検討するようになると思いますが、細部につきましては、これを教育にしろ、ということでございますので、のちほど教育長よりご登壇し申しあげます。

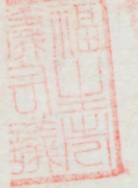
二番目に老人手当の改正でございますが、福生市ご当時町で条例を定めました頃は、年令によりまして多少差がついていた市が多かったわけでございますが、最近だんだん格差をなくしまして平均に条例改正をしております。市が多いようでございます。して、当市におきましても条例の改正につきまして研究を加えて参りたいと思っております。検討を加えて参りたいと思っております。条例改正が可という結論が出ましたら、はまた次の議会にお願い申しあげたいと思っております。なお金額とか年令につきまして、はまた条例改正の時期におきまして十分検討したいと思っております。が、改正したいという気持ちをもっておることを申しあげておきます。

次に生活保護者の医療についてでございますが、ご承知のように医師会がこの二、三日政府との間にいろいろとトラブルが起きています。ございまして、保険医療につきましては生活保護家庭でない方でもなかなかあつかない段階に達しかかっているわけでございますが、お話し合いの件でございますが、機会をみまして福生の医師の方にも市の希望を申し述べたいと思っております。

福生病院の都立への移管というお話でございますが、この前の議会におきまして都立病院の誘致につきましてご質問があり、その後都の衛生局にもお話し申しあげ、連絡をしてあるわけでございます。現在福生病院というものが何人にも東京の国保連合会の病院でございますので、いわば他人のものでございまして、市としてはどうすることもできない立場にあるわけでございます。

したがって、都立病院にいたしますと、たしかに医療器具等の充実はよろしい、そうでございます。やはり段階といたしましては、福生に都立病院の誘致ということをお話し申しあげることがあ

まして少しかたづきませんとあまりにも開発の区域が数多くありまして都といたしましたもなかな福生だけそうするということはおきかねるわけでございます。懸命に都にお願ひ申しあげてあるわけでございます。ひきつだけ早く着手ひきつするようにしたいと思うわけでございます。これにつきましては今年の一月十六日「公報ふっさ」に福生駅西口開発に関する考察を掲げておるわけでございます。ただいまいろいろ大野議員さんから非常に大きなバスタープランというべき計画をお示しいただいたわけでございますが、それうにつきましてはよく検討したいと思う次第でございます。なおバスの点につきましては田んぼの開発が進み当然ある程度の田地の誘致等も考えなければならぬと思いますので、それから二・三の貫通の時点になりますればバスの運行というものはバス会社の方から出てくるようになると思います。もう牛浜駅の通過のようなバス路線を希望いたすものでございます。商店の開発につきましては各商店主の利益ということが優先いたしますのでわれわれがおしつける、という



わけには参らないうけでございます。したがしましてアーケード等につきましてはそれを造ったために売り上げがふえたというところでなければご同意をいただけないわけでございますから、まあ商栄会ごとのご意見の一致、それを商工会等でもとめまして私の方ではそれを行政的に側面から援助するという形になろうかと思ひます。その点PRもお願ひしております。

大変雑ばくでございますけれども義務教育の問題と給与の問題につきましては順次担当よりご説明申しあげますのでお聞きとり願ひしたいと思います。

議長(石川信義君) 教育長町田倍二君
教育長(町田倍二君) それでは在宅障害児の義務教育の実施につきまして私からご答弁申しあげます。

心身の故障のために普通の小学校にいけない児童に対しましては都道府県が専門の学校を設置いたしましてこれら子供たちには特殊教育を実施するという法律で義務づけております。現在都立の特殊学校として盲学校四校、聾学校十校、養

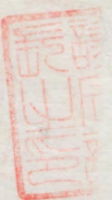
護学校十四校が設置されております。このうち三多摩地区には盲学校が八王子市に一枚、聾学校在田無に一枚、養護学校は小平市、八王子市、立川市にそれぞれ一枚ずつ計五校の特殊学校が設置されておるわけでございます。また身心の故障のために小中学校に普通の通学がむづかしい児童生徒の保護者に対しましても法律では養護学校等に就学させる義務を課しているわけでございます。そういう気のとくな子供たちも憲法にありふすようにその能力に応じた教育を受ける権利があるわけでございます。

ご質問の在宅障害児のいわゆる訪問指導まででございますが、参考までに東京都内の現況を申しあげますと、現在二十三区では渋谷区と中野区、北区の三区と、二十三市におきましては八王子市、府中市の二市が現在在宅のまゝ通学の免除を受けて障害児を対象に循環訪問を、実施しております。この対象児童は極わずかでございまして、八王子市の場合は対象児童が七人おりまして教師一名で行なっております。また府中市

福生市議会

の場合対象児童が四人おりまして教師一名で行なっております。いずれも週二回程度家庭訪問をいたしまして一回の指導時間が大体一時間半から二時間の訪問教育を行っておりますでございます。しかしながらこれらの制度はまだ試験的な段階でございます。まして都の指導方針もはっきりしていない等実際の運用あるいは指導上はまだ多くの問題がありまして、実際の軌道にのるにはかなり時間が必要であるといわれております。また一番大きな問題といたしましては指導する先生は特殊学校の経験あるいは特殊教育の専門的な知識や経験がありませんと指導できませんし、またそうした先生方がなり手がいないというのが現況でございます。

それから福生の場合ですが、福生には身心障害児が現在十七名おります。そのうち正式な手続きをいたしまして盲学校、聾学校、養護学校等に入学している児童が十三人でございまして、あとはいわゆる在宅障害児に該当すると思われる児童が四人でございまして、この四人の子供たちはいずれも休学願ひによ



りまして現在療養中でございます。それから答弁とすると違いますが、先ほど市長の施政方針演説にもありました、教育委員会では近い将来市内の学校の一つを選びまして特殊学校を設置したいという目標に昨年四月から教育相談室の研究を進めております。この研究会の委員は市内の学校から教員一名づつを選出しまして四十五年度いっぱいかけましてそれと研修をつき、ある程度相談に応じられる知識をつんできております。おそくとも五月頃までには週一回程度開設するものという見通しをたてております。場所については福祉会館をまず定めております。そこでこの教育相談室が開設できれば精神障害等とかがある程度解決されるものと期待してゐるわけでございます。この在宅障害児の教育でございますが、これは相当経費も必要でありむずかしい問題もありますが、これについては教育相談員は現在八名おりまして相談員全員でも専門的に検討していただき

まして、また教育委員会としてしましても前向きな姿勢で検討をして参りたいと考えております。

議長(石川信義君) 福祉事務所長 森田猛君。
福祉事務所長(森田 猛君) 自席から生活保護家庭の医療につきましてご答弁を申しあげます。

ご質問にありましたとおりたしかにそういう事例があるわけでございます。これは内科医ではなく歯科医につきましては福生では福生病院とほかに一個所あるわけでございますが、ほかの一個所は個人の開院について前に感情的なき違いがありまして、診察をしてくれないということになっておりますが、生活保護法の指定されますのは一般の病院、薬局、歯科医等につきましては開設者または本人の同意を得て知事が指定するという関係になつてゐるわけでございます。本人の同意がないと指定医となれないということでございます。内科医については福生はかなり指定医になつておりますのでそうトラブルもなくできておりますが、ただ歯科医につきましては数が少ないことや一般でも現在予約制度がとられてゐるわけ